

日 時 平成22年9月29日(水) 午前10時 開 会

出席議員 (15人)

1番 大久保 朝 泰	2番 大 溝 雅 昭
3番 工 藤 俊 広	4番 工 藤 和 子
5番 工 藤 禎 子	6番 村 上 啓 二
7番 北 山 一 衛	8番 佐々木 隆
9番 後 藤 秀 憲	10番 山 田 鉦 一
12番 中 田 博 文	13番 斎 藤 直 文
14番 工 藤 賢 治	15番 福 士 幸 雄
16番 村 上 隆 昭	

欠席議員 (1人)

11番 鳴 海 泰 三

出席要求による出席者職氏名

市 長 鳴 海 広 道	副 市 長 玉 田 英 佐 男
総 務 部 長 兼 選挙管理委員会事務局長 鳴 海 勝 文	企 画 財 政 部 長 成 田 耕 作
健 康 福 祉 部 長 兼福祉事務局長 齋 藤 繁 人	農 林 商 工 部 長 兼 バイオ技術センター所長 兼農業委員会事務局長 小 田 桐 正 樹
建 設 部 長 三 浦 裕 寛	建 設 部 理 事 公 営 企 業 担 当 角 田 祐 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 福 坂 直 栄	総 務 課 長 兼 検 査 指 導 監 永 田 幸 男
市 民 環 境 課 長 齋 藤 光 正	財 政 課 長 工 藤 伸 太 郎
国 保 年 金 課 長 福 士 勝 彦	農 林 課 長 兼 バイオ技術センター次長 工 藤 秀 雄
上 下 水 道 課 長 佐 藤 秀 悦	農 業 委 員 会 会 長 佐 山 秀 夫
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 乘 田 兼 雄	監 査 委 員 廣 瀬 左 喜 男
教 育 委 員 会 委 員 長 篠 村 正 雄	教 育 長 横 山 重 三
教 育 部 長 久 保 正 彦	黒 石 病 院 事 業 管 理 者 柿 崎 武 光
黒 石 病 院 事 務 局 長 村 元 英 美	

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成22年第2回黒石市議会臨時会議事日程 第1号

平成22年9月29日(水) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議員提出議案第6号 黒石市上水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について(再議の件)
- 第4 議員提出議案第7号 黒石市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について(再議の件)
- 第5 議員提出議案第8号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について(再議の件)

出席した事務局職員職氏名

事務局 長	境 裕 康
次 長	三 上 亮 介
主幹兼議事係長	太 田 誠
議事係主査	山 谷 成 人

会議の顛末

午前10時02分 開会

議長(斎藤直文) ただいまから、平成22年第2回黒石市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

議長(斎藤直文) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番工藤禎子議員、10番山田鉦一議員を指名いたします。

議長(斎藤直文) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（斎藤直文） ここで、市長から議員各位にごあいさつを申し上げたい旨の申し出がありましたので、この際、登壇を許可いたします。市長。

登壇

市長（鳴海広道） 議長のお許しを得ましたので、さきの第3回定例会に欠席したことに對し、一言おわびを申し上げたいと思います。

公務中とはいえ、体調を崩し、短期間ではありましたが入院に至ったことは、私の不徳のいたすところであり、市民初め、議員各位に多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことに、心からおわびを申し上げます。

今後は、これまで以上に健康管理に留意し、市政運営に取り組んでまいり所存でありますので、引き続き御支援、御協力をよろしくお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

降壇

議長（斎藤直文） この際、諸般の報告をいたします。

議員派遣の件について、別紙議員派遣承認報告書のとおり、閉会中、議長において議員派遣を承認いたしましたので、御報告いたします。

議長（斎藤直文） 日程第3 議員提出議案第6号 黒石市上水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての再議の件を議題といたします。

この際、理事者から再議に付する理由の説明を求めます。市長。

登壇

市長（鳴海広道） それでは、議員提出議案第6号 黒石市上水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを再議に付する理由の説明をいたします。

まず、極めて唐突な提案であると感じました。上下水道事業や病院等公営企業には、経営に関する諮問事項を調査審議するため経営審議会がございます。それを無視する形で値下げは、議論を尽くしたことは到底思えません。

本議案が可決されたため、9月22日に上下水道事業経営審議会を開催し、委員の皆様の御意見を伺ったところ、水道事業は給水人口の減少や節水器具の普及により、給水収益が減少基調であること。公営企業は施設整備に要した借金を返済するだけの利益があることが前提であり、将来の施設整備のためにも資金の留保は必要であること。高料金対策補助金の減少の中、耐震性を考慮した更新事業を実施しなければならないこと。水道事業の企業債残高が、いわゆる未償還の借金がまだ33億余円もあること。当市が観光施設事業特別会計、温泉供給事業特

別会計、下水道事業会計など、赤字会計を抱える中で、現状維持を前提とした連結決算による財政健全化を最優先課題としていることなどの五つの観点から、今回の値下げは根拠も希薄で妥当性はなく、時期尚早とのことでございました。

また、「将来的な負担は、その世代にも負担させるべきであり、耐震化等は起債で賄えばよい」「財政健全化計画の年次にこだわる必要はない」などの趣旨の発言もあったやに聞いておりますが、多額の起債残高がある中で、そのような御意見も理由の一つとして値下げが可決されたとすれば、まことに遺憾であると言わざるを得ません。

平成27年度までの一般会計、赤字のある特別会計や企業会計の黒字化を目標とした市の財政運営計画は、「将来にツケを残さない」という私の信念に御賛同をいただいた議員の皆さんからの御協力のもとに進められてこられたと思っているからであります。

市民の代弁として、心情としては理解できますが、景気が低迷している今日、国の動向によって市の歳入環境が大きく変動する可能性もあり、基金を取り崩すことなども視野に入れ、各会計の連結決算の状況を見ながら、計画的な財政運営が必須であります。安易で性急な値下げは、健全化に向けた各会計への一般会計からの繰り出し、小中学校の耐震工事や市民の要望の強い市民文化会館の再開のための修繕工事、土地開発公社の経営健全化等にも大きく影響してまいります。

したがって、将来とも安定的な給水の維持と、大命題である市財政の健全化に支障を来すおそれがあるため、本条例には承服しがたく、再考を願うものであります。以上であります。

降壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。10番。

10番（山田鉦一） 新聞を見る限りでは、黒石市上下水道事業経営審議会は、本当に上下水道の利用者の立場で審議しているのかどうか疑問に思うところがあります。

一つには、財政再建が最優先とのことですが、財政審議会でもないのに財政を言うのはちょっとおかしいのではないかと、水道の経営に対する審議会なのであります。

また、予算では下水道が赤字なので値上げをするようですが、黒字な水道は値下げはできない。そうすれば、いつの時期ならば値下げは可能なのか。赤字なので負担はしてもらって、黒字でも値下げはできないとすれば、利用者の立場に立っていないと思うのですがいかがなものか。

議長（斎藤直文） 建設部長。

建設部長（三浦裕寛） まず、審議会のことについて、お答えいたします。

審議会委員は、学識経験者が選任されており、上下水道事業の経営状況について、幅広く意見を求めるものであります。これは、あくまでも意見であり、使用料の料金決定については議員の皆様が最終的に決定されるものと考えております。

次に、今回値下げできないとすれば、今後の料金見直しについてはいつごろになるのかということですが、全会計の健全化が達成するという目標年次である平成27年度を目安としております。以上です。

議長（斎藤直文） 10番。

10番（山田鉦一） 現在の審議会の中に、当初値上げをしたときからの委員はいるのかどうか。

当初の値上げは、水道が赤字なので値上げをしたわけであって、黒字になってから何年もたつわけで、当然値下げはもっと前からすべきだったと思うが、いまだかつてできていない。そのようなことから、政治主導ということで議員提案をしたわけでありまして。以上です。

議長（斎藤直文） 建設部長。

建設部長（三浦裕寛） 当初からの委員は在籍しておりません。以上です。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。12番。

12番（中田博文） 私は、議員提出議案第6号 黒石市上水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について反対するものであります。

まず最初に申し述べたいことは、当市は平成10年代の後半、夕張に次ぐ財政破綻予備軍黒石市とテレビ、新聞、週刊誌にまで報道され、にっちもさっちもいかない財政状況に陥り、赤字脱却できないまま推移したのであります。

鳴海市長は「このままだといかん、黒石市は成り立たない」との思いから、財政運営計画を打ち出したのであります。ここにおられる大方の議員は、夕張みたいになりたくないとの思いから、財政運営計画を容認したと私は思っておりました。それが何ゆえ、今このような議案がであります。

鳴海市長は「子々孫々まで負の遺産を残さないように、粛々と努力していく」との決意を述べておられたのであります。市民の犠牲や痛みを伴ってはありますが、ようやく努力の成果が如実にあらわれてきた結果、現在、一般会計が黒字になったのであります。このような値下げは、財政再建道半ばの折、黒石市の将来を憂える提案ではなく、ほんの目先だけのものしか思えないのであります。ましてや、唐突な提案であり、議論がなし尽くされていないのであ

ります。提出している会派の方々は、8月26日会派入りされた方を除き、3年以上だれ一人として、ただの一回も一般質問をしていないからであります。

そもそも公営企業は、整備した施設の借金の返済と将来的な設備の更新、ましてや耐震化工事等を考慮するとき、黒字は留保していく必要があるからであります。起債はまだ約34億円もあり、今回の公共料金値下げにより将来赤字会計に陥った場合、どのような責任をとるのかということになると、責任のとりようがないわけでありまして。あと少しの辛抱、市民にお願いしながら、大事の前の小事であります。この言葉は市民に対しては申しわけないとは存じます。しかし、当市は財政の健全化という大目標に向かっておる大事なときであり、逆戻りするようなことは避けなければならないのであります。

よって、時期尚早という観点から、本議案に反対するものであります。

議長（斎藤直文） 4番。

4番（工藤和子） 私は、黒石市上水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について賛成するものであります。

今、不況による不安を抱えている家庭がふえております。市民の方々は口々に「黒石の公共料金は高い」と言っております。しかし、赤字解消まではと、苦しい中で高料金に耐えてきたのです。

上水道料金は、毎年1億を超える純利益があり、資金剰余が9億6,000万円ほどあります。今までの市民の我慢を考えれば、水道料金の値下げは当然のことだと思い、賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

これより、議員提出議案第6号 黒石市上水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての再議の件を起立により採決いたします。

この場合、9月16日の議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は15人であり、その3分の2は10人であります。

本案をさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立所定数未満）

議長（斎藤直文） ただいまの起立者は8人であり、所定数に達しません。

よって、さきの議決のとおり決することは否決されましたので、廃案となりました。

議長（斎藤直文） 日程第4 議員提出議案第7号 黒石市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての再議の件を議題といたします。

この際、理事者から再議に付する理由の説明を求めます。市長。

登壇

市長（鳴海広道） 簡易水道は、常に地震や台風等の天変地異にさらされており、災害等に見舞われたときに対応できる手持ちの資金が必要であります。また、水道事業同様、将来的にも安定的な給水を維持するため、設備の更新に支障を来さないよう資金を留保していく必要もございませぬ。簡易水道事業運営基金の残高は7,200万余円ありますが、決して十分とは言えず、安易で性急な料金の値下げはできないものと考えます。

歳入環境が大きく変動する可能性もあり、基金を取り崩すことなども視野に入れ、各会計の連結決算の状況を見ながら、計画的な財政運営が必要であります。

以上の趣旨から、水道事業同様、将来とも安定的な給水の維持と、市財政の健全化に支障を来すおそれがあるため、本条例には承服しがたく、再考を願うものであります。

降壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。2番。

2番（大溝雅昭） 私は、黒石市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対するものであります。

簡易水道は、天変地異などにさらされて不幸にして災害に遭った場合、起債を発行して災害損失を将来の市民の負担に帰することなく、過去、現在、将来の市民の負担の公平を確保する必要があります。そのためには、手持ちの資金を確保する必要があります。当市の財政状況では現在でも簡単に起債を起こせる状況ではありません。

さらに、当市は財政健全化法にのっとり策定した財政健全化計画を実施中であり、計画どおりに健全化された時点で検討するべきであることから、前回も述べましたが、今回の簡易水道料金の値下げには時期尚早であると考え、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 10番。

10番（山田鉦一） 私は、議員提出議案第7号 黒石市簡易水道事業給水条例の一部を改正

する条例制定に賛成するものです。

黒石市は公共料金が全般的に高いと言われております。簡易水道は毎年確実に黒字が発生し、基金が7,220万余円もあり、また、21年度歳入歳出差引残高が2,179万余円あるわけで、このことから値下げは十分可能と考えられ、市民の負担を軽減することにもなります。地震や台風の災害、地変に遭ったとき、基金が必要と言われてますが、大きな災害等には国からの災害支援金や激甚災害等もあるわけです。市長は簡易水道の災害を心配しているようですが、私は庁舎の方が心配だと思います。前にも言いましたが、設備の更新も物によっては補助金及び起債を利用してやるべきです。それは現在の人も将来の人たちも公共の施設を利用するわけで、公平に支払うべきなのであります。

また、温湯には古い簡易水道が2カ所あります。どちらも朝夕の同時使用時には水圧が落ちて大変不便を感じているようです。今の簡易水道にしたいが、料金が高いのでできないという話です。料金を下げると、まだまだ利用する人がふえると思います。そのことにより、余剰金もふえていくのではないかと思います。

よって、この条例に賛成するものです。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

これより、議員提出議案第7号 黒石市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての再議の件を起立により採決いたします。

この場合、9月16日の議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は15人であり、その3分の2は10人であります。

本案をさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立所定数未満）

議長（斎藤直文） ただいまの起立者は8人であり、所定数に達しません。

よって、さきの議決のとおり決することは否決されましたので、廃案となりました。

議長（斎藤直文） 日程第5 議員提出議案第8号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての再議の件を議題といたします。

この際、理事者から再議に付する理由の説明を求めます。市長。

登壇

市長（鳴海広道） ごみの有料化は、平成17年度、行財政改革の取り組み事項となり、家庭ごみの減量化や資源化の推進、ごみ処理経費負担の公平化を目的に、黒石市廃棄物減量等推進審議会の答申、各地区の説明会を経て、平成20年1月から実施したものであります。

ごみ袋の値段は、単に製造単価ではありません。45リットルの袋を例にしますと、1枚当たり60円で販売しているごみ袋のごみを処理するためには、約310円を費やしている計算になり、その2割程度を受益者負担としているんだということでございます。

有料化実施から3年目を迎え、補助金等の交付や資源ごみ拠点施設を市内に設置しPRに努めたことなどから、市民の皆さんに浸透しており、リサイクル率も向上してきましたが、全国平均に達していない現状を考えると、今後も資源循環型社会の実現に向けた意識の醸成が図られる施策が重要であります。

このような状況下で、安易で性急にごみの単価を減額することは、当初掲げた目的から大きく方針が転換することになり、何度も申しますが、平成27年度まで全会計の黒字化を目標とした財政運営計画に大きな影響を及ぼします。

以上の趣旨から、本条例には承服しがたく、再考を願うものであります。

降壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。4番。

4番（工藤和子） 上下水道の場合は審議会を開催されて、その御意見も聞いたということで、9月22日に。なぜこのごみの場合、まだ審議会はあるわけですので、どうして審議会を開催されなかったのか、まずお聞きします。

議長（斎藤直文） 総務部長。

総務部長兼選挙管理委員会事務局長（鳴海勝文） ただいま市長も申し上げましたように、黒石市廃棄物減量等推進会議は現在も存在しておりますが、この有料化を導入してまだ3年目の年度途中ということもあり、ごみの減量化に大きく有料化が貢献していることもありまして、今後の推移をいま一度見きわめる必要があるなどの観点から、今回は審議会を開催しておりません。以上であります。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。1番。

1番（大久保朝泰） 私は、黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に反対するものであります。

ごみの有料化は、家庭ごみ排出量の減少やごみ処理経費負担の公平化を目的に、平成20年

1月より実施してきたものであります。また、ごみ袋の値段は製造費、その他経費の2割負担とすることで議会も了承し、今日に至っております。このことは有料化実施から3年目を迎え、家庭ごみの減量化・資源化の推進が軌道に乗り始め、リサイクルの向上に大きく貢献するとともに定着しつつあります。

このような状況下で、ごみ袋の単価を単純に減額する根拠があいまいであり、市民の理解と協力を得て進めている、平成27年度までに全会計黒字化を目標とした財政再建計画にも重大な影響を及ぼすものと考えことから、この条例に反対するものであります。

議長（斎藤直文） 10番。

10番（山田鉦一） 有料ごみ袋の値上げも当初の使命は達成したものと思われまます。これは減量効果が大きくあらわれているのでもわかります。

また、県内自治体の中でも一番高いわけです。よって、よその市並みに値下げするのが妥当と考えるわけです。

市民の今までの協力によって、ごみも確実に減ってきています。また、負担もしているわけで、このことに感謝を申し上げ、この条例に賛成するものです。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

これより、議員提出議案第8号 黒石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についての再議の件を起立により採決いたします。

この場合、9月16日の議決のとおり決することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は15人であり、その3分の2は10人であります。

本案をさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立所定数未満）

議長（斎藤直文） ただいまの起立者は8人であり、所定数に達しません。

よって、さきの議決のとおり決することは否決されましたので、廃案となりました。

議長（斎藤直文） 以上で、今期臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成22年第2回黒石市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年9月29日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 工藤禎子

黒石市議会議員 山田鉦一